

## 地域グリーンニューディール基金の創設

### ( 1 ) 事業の概要

地球温暖化対策等の国全体として重要な環境問題を解決するためには、地域の取組が不可欠であることから、各種の法令等に基づき、地方公共団体に対して、地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画や廃棄物処理法に基づく都道府県廃棄物処理計画及び一般廃棄物処理計画など、様々な計画の策定と取組の推進が規定されているところである。

こうした取組を地域が確実に実施し、当面の雇用創出と中長期的に持続可能な地域経済社会の構築につなげることを目的として、国から集中的に財政支援を行う。

### ( 2 ) 事業計画

( 3 ) に定める地域環境事業を実施する地方公共団体や民間事業者等を支援するための財源として、各都道府県・指定都市に補助金を交付し、既存の地域環境保全基金を積み増す(既存の基金の中に別勘定を設ける。既存の基金が無い都道府県・指定都市には新たに基金を設置)。本補助金に係る基金の有効期間は、3年間とする。

### ( 3 ) 基金対象事業

基金を充当して実施する地域環境事業は、以下に掲げる事業をはじめとする事業とする。

- ( ) 地球温暖化対策に係る地方公共団体実行計画関係事業  
地方公共団体実行計画に基づく事業
- ( ) 都道府県廃棄物処理計画及び一般廃棄物処理計画関係事業  
都道府県廃棄物処理計画及び一般廃棄物処理計画に基づく以下の事業
  - ・アスベスト廃棄物の処理施設の整備
  - ・不法投棄・散乱ゴミ等の処理の推進
- ( ) PCB廃棄物処理計画関係事業  
PCB廃棄物処理計画に基づく以下の事業
  - ・微量PCB混入廃電気機器等の把握支援
  - ・微量PCB廃棄物の処理施設の整備
- ( ) 漂流・漂着ゴミ地域対策推進事業  
漂流・漂着ゴミの回収・処理や発生源対策等に係る事業

( 4 ) 事業実施主体 基金の造成先は各都道府県及び指定都市

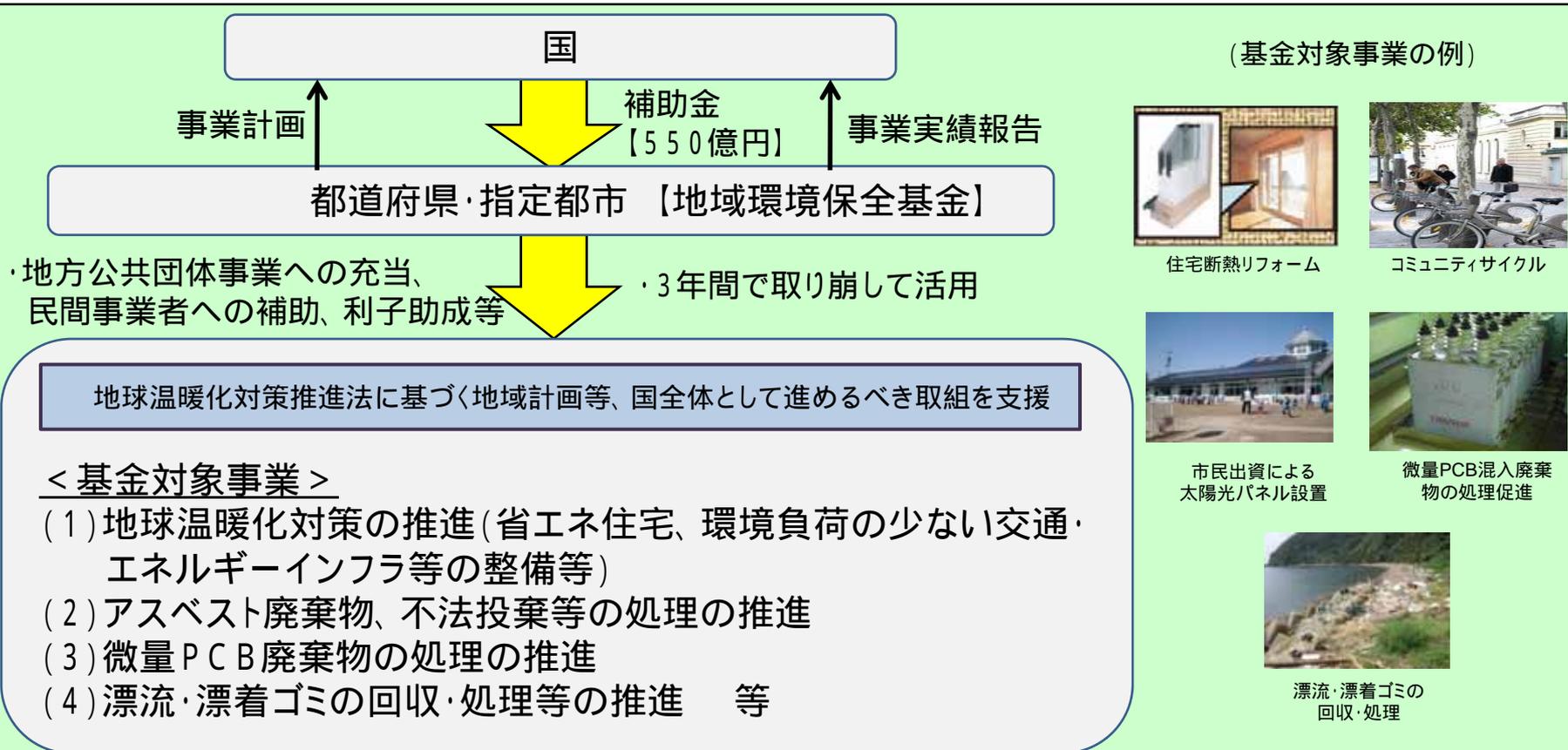
( 5 ) 予算額 55,000百万円

# 地域グリーンニューディール基金の創設

(地域環境保全基金の拡充)

平成20年6月、地球温暖化対策推進法の改正により地域のCO<sub>2</sub>削減計画の策定を義務付け。地方は、厳しい財政状況にある中で、さらなる環境対策の実施が必要とされている。都道府県等の地域環境保全基金を拡充して、取組を支援。

「地域の活性化」と「低炭素化・エコ化」を同時に推進



( ) 地域環境保全基金：環境保全に関する知識の普及・啓発などの地域環境保全活動を支援するため、平成元年度補正予算により、全国の都道府県及び指定都市に設置した基金。